

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 71 号

新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例（平成 16 年新潟市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 14 条関係）

区分	使用料の額（円）			
	午前（午前 10 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）	1 日（午前 10 時から午後 9 時まで）
体育館（全面）	360	700	800	1,860
体育館（半面）	180	350	400	930
料理講習室	260	530	660	1,450
集会室	180	350	400	930
音楽室	180	350	400	930
グループ室	180	350	400	930
講習室	180	350	400	930

別表備考 3 中「100 円」を「10 円」に、「50 円」を「5 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市新津地区勤労青少年ホームの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。